

労働法の基礎講座

第24回



【労働時間】 専門業務型裁量労働制

法令で定める専門的な業務で、その遂行方法を大幅に労働者の裁量に委ねる必要があるもの（次ページ参照）について、実際の労働時間の大小にかかわらず、労使協定であらかじめ定めた時間労働したものとみなす制度です。



労使協定で定める事項（労働基準監督署への届出も必要）

①対象業務	②1日のみなし労働時間 ※1日8時間を超える場合は、 <u>36協定の締結・届出と割増賃金の支払が必要</u>	③業務遂行方法、時間配分などに関し、使用者が具体的な指示をしないこと	④労働時間の状況に応じた健康・福祉確保措置	⑤苦情処理措置 ※苦情申出窓口、担当者、取り扱う苦情の範囲、苦情処理の手順・方法など
⑥労働者本人の同意を得ること	⑦労働者が同意しなかった場合に、不利益な取扱いをしないこと	⑧同意の撤回手続	⑨労使協定の有効期間	⑩健康・福祉確保措置等の実施状況、労働者の同意と撤回等に関する記録の保存



健康・福祉確保措置の内容（下記1、2から1つずつ以上実施することが望ましい）

【1：長時間労働の抑制や休日確保を図るため、対象労働者全員に講じる措置】

- ① 終業から始業までの一定時間以上の休息時間の確保（勤務間インターバル）
- ② 深夜業（22時～翌5時）の回数を1箇月で一定回数以内とする
- ③ 労働時間が一定時間を超えた場合の制度適用解除
- ④ 連続した年次有給休暇の取得

【2：勤務状況や健康状態の改善を図るため、個々の対象労働者の状況に応じて講じる措置】

- ⑤ 医師による面接指導 ⑥ 代償休日・特別な休暇付与 ⑦ 健康診断の実施 ⑧ 心とからだの相談窓口の設置
- ⑨ 必要に応じた配置転換 ⑩産業医等による助言・指導や保健指導

■ 対象業務など

対象業務

新商品、新技術の研究開発または人文、自然科学に関する研究	金融工学などの知識を用いて行う金融商品の開発
情報処理システムの分析または設計	大学における教授、研究
新聞・出版における記事の取材・編集、放送番組の制作における取材、編集	M&Aアドバイザー
衣服、室内装飾、工業製品、広告などの新たなデザインの考案	公認会計士
放送番組や映画の制作におけるプロデューサーまたはディレクターの業務	弁護士
コピーライター	建築士（1級、2級建築士、木造建築士）
システムコンサルタント	不動産鑑定士
インテリアコーディネーター	弁理士
ゲーム用ソフトウェアの創作	税理士
証券アナリスト	中小企業診断士



制度運用時の留意点

■労働者が対象業務に従事している場合であっても、業務の遂行の手段及び時間配分の決定に**労働者の裁量がない場合**、専門業務型裁量労働制の適用による**みなしの効果は生じません**。

■前ページの健康・福祉確保措置や、労働安全衛生法に基づく医師による面接指導を実施するため、パソコンの使用時間など**客観的な記録により、労働時間の状況**（労働者がいかなる時間帯にどの程度の時間、労務を提供し得る状態にあったか）**を把握する**ことが必要です。

